

環境森林部所管工事の技術基準 新旧対照表

新							旧																																																																																																																																																																						
環境森林部所管工事共通仕様書							環境森林部所管工事共通仕様書																																																																																																																																																																						
環境森林部所管工事の留意事項							環境森林部所管工事の留意事項																																																																																																																																																																						
第2節 諸法令の遵守							第2節 諸法令の遵守																																																																																																																																																																						
受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は土木工事共通仕様書第1編1－1－4 2のとおりである。							受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は土木工事共通仕様書第1編1－1－3 4のとおりである。																																																																																																																																																																						
別紙1 環境森林部基準・記載等の読み替え一覧表							別紙1 環境森林部基準・記載等の読み替え一覧表																																																																																																																																																																						
<table><tr><th>編</th><th>章</th><th>章―節―項</th><th>項</th><th>県土整備部</th><th>環境森林部</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="11">第1編 共通編</td><td rowspan="3">第1章 総則</td><td rowspan="3">1－1－1</td><td>1</td><td>土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））</td><td>宮崎県環境森林部が発注する治山工事、林道工事</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>土木工事監督実施要領</td><td>宮崎県環境森林部所管工事監督要領</td><td></td></tr><tr><td>1－1－2 6</td><td>土木工事施工管理基準</td><td>環境森林部所管工事施工管理基準</td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">第2章 土工</td><td rowspan="3">第1節</td><td></td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工</td><td>治山土工、林道土工</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第3節</td><td></td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td>治山土工</td><td></td></tr><tr><td>2－3－1</td><td>1</td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td>治山土工</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">2－3－3</td><td>1 7</td><td>砂防土工</td><td>治山土工</td><td rowspan="3">表2－1（環境森林部）は別に示す。</td></tr><tr><td>2－3－5</td><td>4, 5</td><td>砂防土工</td><td>治山土工</td></tr><tr><td>第4節</td><td></td><td>道路土工</td><td>林道土工</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2－4－1</td><td>1</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第3編 土木工事共通編</td><td rowspan="3">第1章 総則</td><td></td><td>監督補助員</td><td>現場技術員</td><td></td></tr><tr><td>1－1－4</td><td>6</td><td>表1－1</td><td>表1－1（環境森林部）は別に示す。</td></tr><tr><td>1－1－5</td><td>2</td><td>土木工事施工管理基準及び規格値</td><td>土木工事施工管理基準及び規格値、環境森林部所管工事施工管理基準及び規格値</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第2章 一般施工</td><td rowspan="2">2－1 0－6</td><td></td><td>砂防仮締切工</td><td>治山仮締切工</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td>治山土工</td><td></td></tr></table>							編	章	章―節―項	項	県土整備部	環境森林部	備考	第1編 共通編	第1章 総則	1－1－1	1	土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））	宮崎県環境森林部が発注する治山工事、林道工事		2	土木工事監督実施要領	宮崎県環境森林部所管工事監督要領		1－1－2 6	土木工事施工管理基準	環境森林部所管工事施工管理基準		第2章 土工	第1節		河川土工・海岸土工・砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工	治山土工、林道土工		第3節		河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工		2－3－1	1	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工		2－3－3	1 7	砂防土工	治山土工	表2－1（環境森林部）は別に示す。	2－3－5	4, 5	砂防土工	治山土工	第4節		道路土工	林道土工		2－4－1	1	〃	〃		第3編 土木工事共通編	第1章 総則		監督補助員	現場技術員		1－1－4	6	表1－1	表1－1（環境森林部）は別に示す。	1－1－5	2	土木工事施工管理基準及び規格値	土木工事施工管理基準及び規格値、環境森林部所管工事施工管理基準及び規格値		第2章 一般施工	2－1 0－6		砂防仮締切工	治山仮締切工		3	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工		<table><tr><th>編</th><th>章</th><th>章―節―項</th><th>項</th><th>県土整備部</th><th>環境森林部</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="11">第1編 共通編</td><td rowspan="3">第1章 総則</td><td rowspan="3">1－1－1</td><td>1</td><td>土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））</td><td>宮崎県環境森林部が発注する治山工事、林道工事</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>土木工事監督実施要領</td><td>宮崎県環境森林部所管工事監督要領</td><td></td></tr><tr><td>1－1－2 3</td><td>土木工事施工管理基準</td><td>環境森林部所管工事施工管理基準</td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">第2章 土工</td><td rowspan="3">第1節</td><td></td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工</td><td>治山土工、林道土工</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第3節</td><td></td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td>治山土工</td><td></td></tr><tr><td>2－3－1</td><td>1</td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td>治山土工</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">2－3－3</td><td>1 7</td><td>砂防土工</td><td>治山土工</td><td rowspan="3">表2－1（環境森林部）は別に示す。</td></tr><tr><td>第4節</td><td></td><td>道路土工</td><td>林道土工</td><td></td></tr><tr><td>2－4－1</td><td>1</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第3編 土木工事共通編</td><td rowspan="3">第1章 総則</td><td rowspan="3">1－1－4</td><td></td><td>監督補助員</td><td>現場技術員</td><td></td></tr><tr><td>1－1－6</td><td>6</td><td>表1－1</td><td>表1－1（環境森林部）は別に示す。</td></tr><tr><td>1－1－7</td><td>2</td><td>土木工事施工管理基準及び規格値</td><td>土木工事施工管理基準及び規格値、環境森林部所管工事施工管理基準及び規格値</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第2章 一般施工</td><td rowspan="2">2－1 0－6</td><td></td><td>砂防仮締切工</td><td>治山仮締切工</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td>治山土工</td><td></td></tr></table>						編	章	章―節―項	項	県土整備部	環境森林部	備考	第1編 共通編	第1章 総則	1－1－1	1	土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））	宮崎県環境森林部が発注する治山工事、林道工事		2	土木工事監督実施要領	宮崎県環境森林部所管工事監督要領		1－1－2 3	土木工事施工管理基準	環境森林部所管工事施工管理基準		第2章 土工	第1節		河川土工・海岸土工・砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工	治山土工、林道土工		第3節		河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工		2－3－1	1	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工		2－3－3	1 7	砂防土工	治山土工	表2－1（環境森林部）は別に示す。	第4節		道路土工	林道土工		2－4－1	1	〃	〃		第3編 土木工事共通編	第1章 総則	1－1－4		監督補助員	現場技術員		1－1－6	6	表1－1	表1－1（環境森林部）は別に示す。	1－1－7	2	土木工事施工管理基準及び規格値	土木工事施工管理基準及び規格値、環境森林部所管工事施工管理基準及び規格値		第2章 一般施工	2－1 0－6		砂防仮締切工	治山仮締切工		3	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工	
編	章	章―節―項	項	県土整備部	環境森林部	備考																																																																																																																																																																							
第1編 共通編	第1章 総則	1－1－1	1	土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））	宮崎県環境森林部が発注する治山工事、林道工事																																																																																																																																																																								
			2	土木工事監督実施要領	宮崎県環境森林部所管工事監督要領																																																																																																																																																																								
			1－1－2 6	土木工事施工管理基準	環境森林部所管工事施工管理基準																																																																																																																																																																								
	第2章 土工	第1節		河川土工・海岸土工・砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工	治山土工、林道土工																																																																																																																																																																								
			第3節		河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工																																																																																																																																																																							
				2－3－1	1	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工																																																																																																																																																																						
		2－3－3	1 7	砂防土工	治山土工	表2－1（環境森林部）は別に示す。																																																																																																																																																																							
			2－3－5	4, 5	砂防土工		治山土工																																																																																																																																																																						
			第4節		道路土工		林道土工																																																																																																																																																																						
	2－4－1	1	〃	〃																																																																																																																																																																									
		第3編 土木工事共通編	第1章 総則		監督補助員	現場技術員																																																																																																																																																																							
1－1－4	6			表1－1	表1－1（環境森林部）は別に示す。																																																																																																																																																																								
1－1－5	2			土木工事施工管理基準及び規格値	土木工事施工管理基準及び規格値、環境森林部所管工事施工管理基準及び規格値																																																																																																																																																																								
第2章 一般施工	2－1 0－6			砂防仮締切工	治山仮締切工																																																																																																																																																																								
			3	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工																																																																																																																																																																								
編	章	章―節―項	項	県土整備部	環境森林部	備考																																																																																																																																																																							
第1編 共通編	第1章 総則	1－1－1	1	土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））	宮崎県環境森林部が発注する治山工事、林道工事																																																																																																																																																																								
			2	土木工事監督実施要領	宮崎県環境森林部所管工事監督要領																																																																																																																																																																								
			1－1－2 3	土木工事施工管理基準	環境森林部所管工事施工管理基準																																																																																																																																																																								
	第2章 土工	第1節		河川土工・海岸土工・砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工	治山土工、林道土工																																																																																																																																																																								
			第3節		河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工																																																																																																																																																																							
				2－3－1	1	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工																																																																																																																																																																						
		2－3－3	1 7	砂防土工	治山土工	表2－1（環境森林部）は別に示す。																																																																																																																																																																							
			第4節		道路土工		林道土工																																																																																																																																																																						
			2－4－1	1	〃		〃																																																																																																																																																																						
	第3編 土木工事共通編	第1章 総則	1－1－4		監督補助員	現場技術員																																																																																																																																																																							
				1－1－6	6	表1－1	表1－1（環境森林部）は別に示す。																																																																																																																																																																						
1－1－7				2	土木工事施工管理基準及び規格値	土木工事施工管理基準及び規格値、環境森林部所管工事施工管理基準及び規格値																																																																																																																																																																							
第2章 一般施工	2－1 0－6		砂防仮締切工	治山仮締切工																																																																																																																																																																									
		3	河川土工・海岸土工・砂防土工	治山土工																																																																																																																																																																									
第4節 準用							第4節 準用																																																																																																																																																																						
※県土整備部共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則1－1－4に記載のある表1－1について、環境森林部部版の段階確認一覧表を下記のとおり示す。							※県土整備部共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則1－1－6に記載のある表1－1について、環境森林部部版の段階確認一覧表を下記のとおり示す。																																																																																																																																																																						
表1－1 （略）							表1－1 （略）																																																																																																																																																																						

第 1 0 節 現場環境改善費（施設災害復旧事業は対象外）

〔別表－ 1 〕

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化、花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板を含む。） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施を含む。） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） 9. 社会貢献

第 1 2 節 設計変更ガイドライン等の適用

設計変更等については、宮崎県工事請負契約約款第 1 8 条から 2 5 条及び県土整備部土木工事共通仕様書 1－1－1 5 から 1－1－1 7 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン（平成 2 8 年 4 月宮崎県）」及び「工事一時中止に係るガイドライン（平成 2 8 年 4 月宮崎県）」によることとする。

第 1 9 節 環境対策（舗装切断時に発生する濁水処理）

受注者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1－1－3 6 環境対策の規定に加え、舗装切断に伴う濁水（以下「濁水」という）が発生する場合は、これを回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。

第 2 6 節 環境対策（舗装切断時に発生する濁水処理）

1 適用規定

受注者は、第 1 編 1－1－2 1 建設副産物及び設計図書に定めのある場合を除き、工事施工によって生じる根株等については、次の各号により適正に措置しなければならない。

- (1) 工事現場内における林地還元木としての利用及び林産物や資材としての利用
- (2) 剥ぎ取り表土の盛土材としての利用

2～3 （略）

第 1 0 節 現場環境改善費（施設災害復旧事業は対象外）

〔別表－ 1 〕

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化、花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. <u>避暑（熱中症予防）・防寒対策</u>
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板を含む。） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施を含む。） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） 9. 社会貢献

第 1 2 節 設計変更ガイドライン等の適用

設計変更等については、宮崎県工事請負契約約款第 1 8 条から 2 4 条及び県土整備部土木工事共通仕様書 1－1－1 3 から 1－1－1 5 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン（平成 2 8 年 4 月宮崎県）」及び「工事一時中止に係るガイドライン（平成 2 8 年 4 月宮崎県）」によることとする。

第 1 9 節 環境対策（舗装切断時に発生する濁水処理）

受注者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1－1－3 0 環境対策の規定に加え、舗装切断に伴う濁水（以下「濁水」という）が発生する場合は、これを回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。

第 2 6 節 環境対策（舗装切断時に発生する濁水処理）

1 適用規定

受注者は、第 1 編 1－1－1 8 建設副産物及び設計図書に定めのある場合を除き、工事施工によって生じる根株等については、次の各号により適正に措置しなければならない。

- (1) 工事現場内における林地還元木としての利用及び林産物や資材としての利用
- (2) 剥ぎ取り表土の盛土材としての利用

2～3 （略）

第 1 1 編 治山編

第 1 章 山腹基礎工及び落石防止工

第 2 節 適用すべき諸基準

1－2－1 適用すべき諸基準 【以下略】

1－2－2 一般事項 【以下略】

第 7 節 法枠工

法枠工の施工は、第 3 編第 2－14－4 法枠工の規定による。

第 2 章 山腹緑化工

第 4 節 筋工

2－4－1 一般事項

1 階段の切り付け

受注者は、階段を切り付ける場合には、第 11 編 1－2－2 一般事項の規定による。

第 9 節 セメント類吹付工

セメント類吹付工の施工については、第 3 編 2－14－3 吹付工の規定による。

第 1 0 節 土塁工

2－1 0－1 一般事項

受注者は、土塁工の施工にあたり、設計図書によるほか、第 3 編 2－14－2 植生工及第 11 編第 2 章第 4 節筋工により、入念に仕上げなければならない

第 3 章 溪間工

第 2 節 適用すべき諸基準

3－2－1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会 コンクリート標準示方書

日本治山治水協会 治山技術基準解説 総則・山地治山編（令和 6 年 2 月）

3－2－2 一般事項

1 土砂の流出防止

受注者は、床掘土砂を、原則として堤体上流側の袖裏等流出のおそれがない場所に運搬し、必要に応じて土砂の流出防止の処理をしなければならない。

なお、やむを得ず下流側に運搬する場合や、施工箇所以外に搬出する場合には、あらかじめその方法を施工計画書に記載するとともに、施工箇所以外に搬出する場合は、第 1 編 1－1－2 1 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

第 4 節 治山ダム工（コンクリート）

3－4－3 施工

5 打継目を設ける場合の注意

（2） 打継目の補強に使用する鉄筋は、JIS G 3112 に規定する熱間圧低異形棒鋼(SD345)で D16 の鉄筋を使用し、形状は図－3－3 の①～④のいずれかとする。

配置本数は、打設面の全面を対象に算定するものとし、1 m²当たり 1.87 本以上を均等に配置するものとする。

また、施工は、図－3－4 によることとし、新旧コンクリートに対して均等に埋め込むものとする。

【以下図略】

第 1 1 編 治山編

第 1 章 山腹基礎工及び落石防止工

第 2 節 適用すべき諸基準

1－3－1 適用すべき諸基準 【以下略】

1－3－2 一般事項 【以下略】

第 7 節 法枠工

法枠工の施工は、第 3 編第 2 章 2－14－4 法枠工の規定による。

第 2 章 山腹緑化工

第 4 節 筋工

2－4－1 一般事項

1 階段の切り付け

受注者は、階段を切り付ける場合には、第 11 編 1－3－2 山腹基礎工及び落石防止工の規定による。

第 9 節 セメント類吹付工

セメント類吹付工の施工については、第 3 編土木工事共通編 2－14－3 吹付工の規定による。

第 1 0 節 土塁工

2－1 0－1 一般事項

受注者は、土塁工の施工にあたり、設計図書によるほか、第 3 編土木工事共通編 2－14－2 植生工及第 11 編第 2 章第 4 節筋工により、入念に仕上げなければならない

第 3 章 溪間工

第 2 節 適用すべき諸基準

3－2－1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会 コンクリート標準示方書

日本治山治水協会 治山技術基準解説 総則・山地治山編

3－2－2 一般事項

1 土砂の流出防止

受注者は、床掘土砂を、原則として堤体上流側の袖裏等流出のおそれがない場所に運搬し、必要に応じて土砂の流出防止の処理をしなければならない。

なお、やむを得ず下流側に運搬する場合や、施工箇所以外に搬出する場合には、あらかじめその方法を施工計画書に記載するとともに、施工箇所以外に搬出する場合は、第 1 編 1－1－1 8 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

第 4 節 治山ダム工（コンクリート）

3－4－3 施工

5 打継目を設ける場合の注意

（2） 打継目の補強に使用する鉄筋は、JIS G 3112 に規定する熱間圧低異形棒鋼(SD345)で D16 の鉄筋を使用し、形状は図－3－4 の①～④のいずれかとする。

配置本数は、打設面の全面を対象に算定するものとし、1 m²当たり 1.87 本以上を均等に配置するものとする。

また、施工は、図－3－5 によることとし、新旧コンクリートに対して均等に埋め込むものとする。

【以下図略】

3-5-5 ビームタイプ 1 ビームタイプの施工 ビームタイプの施工については、3-5-4バットレスタイプの規定に準じるとともに、以下の各号によらなければならない。 【以下略】 第9節 流路工 3-9-5 木製流路工 1 適用規定 （略） 2 木材 木製流路工に使用する材料の品質は、設計図書に定めるほか、森林土木工事の留意事項第2-3節 土木工事材料（木材） の規定によらなければならない。 第4章 地すべり防止工 第3節 水路工 水路工の施工については、第1-1編第1章第5節水路工の規定による。 第1-2編 林道編 第1章 林道工 第6節 擁壁工 1-6-7 簡易木製補強土壁工 1 材料 簡易木製補強土壁工の材料については、第1-1編第3章第1-1節木製枠工の規定による。 1-7-4 ラス張工 ラス張工の施工については、第3編2-1-4-3吹付工の規定による。 1-7-1-1 木製枠工 木製枠工の施工については、第1-1編第3章第1-1節木製枠工の規定による。	3-5-5 ビームタイプ 1 ビームタイプの施工 ビームタイプの施工については、3-6-4バットレスタイプの規定に準じるとともに、以下の各号によらなければならない。 【以下略】 第9節 流路工 3-9-5 木製流路工 1 適用規定 （略） 2 木材 木製流路工に使用する材料の品質は、設計図書に定めるほか、森林土木工事の留意事項第1-0節 土木工事材料（木材） の規定によらなければならない。 第4章 地すべり防止工 第3節 水路工 水路工の施工については、第1-1第1章第5節水路工の規定による。 第1-2編 林道編 第1章 林道工 第6節 擁壁工 1-6-7 簡易木製補強土壁工 1 材料 簡易木製補強土壁工の材料については、第1-1編第3章第1-2節木製枠工の規定による。 1-7-4 ラス張工 ラス張工の施工については、第1-1編第2章第5節伏工の規定による。 1-7-1-1 木製枠工 木製枠工の施工については、第1-1編第3章第1-2節木製枠工の規定による。
--	---

共通仕様書関係様式等

目	次
1 支給品受領書	(第 1 編 1－1－ 18 関係 様式第 1 号) . . . - 1 -
2 支給品精算書	(第 1 編 1－1－ 18 関係 様式第 2 号) . . . - 2 -
3 貸与品借用書	(第 1 編 1－1－ 18 関係 様式第 3 号) . . . - 3 -
4 貸与品返納書	(第 1 編 1－1－ 18 関係 様式第 4 号) . . . - 4 -
5 現場発生品調書	(第 1 編 1－1－ 20 関係 様式第 5 号) . . . - 5 -
6 工事事故報告書	(第 1 編 1－1－ 35 関係 様式第 6 号) . . . - 6 -
7 排出ガス対策型建設機械等の在庫確認書	(第 1 編 1－1－ 36 関係 様式第 7 号) . . . - 7 -
8 工事材料使用願	(環境森林部所管工事の留意事項 第 22 節 様式第 8 号) . . . - 8 -
9 使用木製材品証明書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 23 節 様式第 9 号) . . . - 9 -
10 現場技術員配置通知 (工事打合簿)	(第 3 編 1－1－ 3 関係 様式第 10 号) . . . - 10 -
11 再生骨材供給確認書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 27 節 様式第 11 号) . . . - 11 -
12 再生加熱アスファルト混合物供給状況確認書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 28 節 様式第 12 号) . . . - 12 -
13 植生吹付工の生育確認調書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 30 節 様式第 13 号) . . . - 13 -

共通仕様書関係様式等

目	次
1 支給品受領書	(第 1 編 1－1－ <u>16</u> 関係 様式第 1 号) . . . - 1 -
2 支給品精算書	(第 1 編 1－1－ <u>16</u> 関係 様式第 2 号) . . . - 2 -
3 貸与品借用書	(第 1 編 1－1－ <u>16</u> 関係 様式第 3 号) . . . - 3 -
4 貸与品返納書	(第 1 編 1－1－ <u>16</u> 関係 様式第 4 号) . . . - 4 -
5 現場発生品調書	(第 1 編 1－1－ <u>17</u> 関係 様式第 5 号) . . . - 5 -
6 工事事故報告書	(第 1 編 1－1－ <u>29</u> 関係 様式第 6 号) . . . - 6 -
7 排出ガス対策型建設機械等の在庫確認書	(第 1 編 1－1－ <u>30</u> 関係 様式第 7 号) . . . - 7 -
8 工事材料使用願	(環境森林部所管工事の留意事項 第 <u>5</u> 節 様式第 8 号) . . . - 8 -
9 使用木製材品証明書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 <u>10</u> 節 様式第 9 号) . . . - 9 -
10 現場技術員配置通知 (工事打合簿)	(第 3 編 1－1－ <u>4</u> 関係 様式第 10 号) . . . - 10 -
11 再生骨材供給確認書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 <u>14</u> 節 様式第 11 号) . . . - 11 -
12 再生加熱アスファルト混合物供給状況確認書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 <u>15</u> 節 様式第 12 号) . . . - 12 -
13 植生吹付工の生育確認調書	(環境森林部所管工事の留意事項 第 <u>17</u> 節 様式第 13 号) . . . - 13

環境森林部所管工事施工管理基準

環境森林部所管工事の留意事項

この環境森林部所管工事施工管理基準は、県土整備部 土木工事共通仕様書〔R7.4〕、第1編1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準のうち、県土整備部土木工事施工管理基準に定めなき事項について定めたものである。なお、以下の項目については県土整備部 土木工事施工管理基準を適用するものとする。なお、県土整備部 土木工事施工管理基準に定めなき事項については、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準、写真管理基準それぞれに記載するものとする。

環境森林部所管工事出来形管理基準及び規格値

環境森林部所管工事出来形管理基準一覧 目次

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 治山土工（河川土工・海岸土工・砂防土工）	2-3-7		残土処理工			環-1
第4節 林道土工（道路土工）	2-4-6		残土処理工			環-1

【第11編 治山編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 山腹基礎工及び落石防止工						
第2節 適用すべき諸基準	1-3-2		一般事項			環-13
第3節 土留工	1-3-2	1	切取（法切工）			環-1
			コンクリート土留工			環-1
			鉄筋コンクリート土留工			環-1
			練積土留工			環-1
			鉄線かご土留工	第3編2-3-27羽口工		環-3
			鉄筋コンクリート枠土留工			環-7
			土のう積土留工			環-3
			校倉式木製土留工			環-1
第4節 埋設工	1-4		コンクリートブロック積工 コンクリート土留工			環-1
第5節 水路工	1-5-2		練張及び空張水路工	練張水路工 空張水路工	第3編2-5-5石積（張）工 第3編2-5-5石積（張）工	環-5
			張芝水路工			環-5
		1	コンクリート水路工		第3編2-3-29側溝工	
		2	コンクリート管等水路工		第3編2-3-29側溝工	
		3	半円コンクリート		第3編2-3-29側溝工	
			鉄線かご水路工		第3編2-3-27羽口工	
			コルゲート管水路工		第3編2-3-29側溝工	
			土のう水路工			環-5
			礫暗渠工			環-5
			かご暗渠工		第3編2-3-27羽口工	環-5
			集水管暗渠工			環-5
			ボーリング暗渠工		第8編3-7-4集排水ボーリング工	
第7節 法枠工	1-7-3	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工		環-5 環-5
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		環-5
第8節 落石防止工	1-8-1	1	落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	
	1-8-2		落石防止柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	
第2章 山腹緑化工						
第3節 柵工	2-3		編柵 木柵 板柵 二次製品			環-5 環-5 環-5 環-5
第4節 筋工	2-4	1	筋工	石筋 萱筋 芝筋 そだ筋 二次製品		環-7 環-7 環-7 環-7 環-7
				（二次製品を含む）		環-7
		2	積苗工			環-7
			芝伏			環-7
			そだ伏			環-7
			むしろ伏			環-7
第5節 伏工	2-5		網伏			環-7
			二次製品			環-7
			芝付工	張芝工 筋芝工 市松芝工		環-7 環-7 環-7
						環-7
第6節 実播工	2-7		実播工	種子散布工 植生吹付工 客土吹付工 コンクリート モルタル		環-7 環-7 環-7 環-7 環-9
第9節 セメント類吹付工	2-9		吹付工			環-9
第10節 土畳工	2-10					環-9
第11節 植栽工	2-11-3		植付			環-9

環境森林部所管工事施工管理基準

環境森林部所管工事の留意事項

この環境森林部所管工事施工管理基準は、県土整備部 土木工事共通仕様書〔H22.7〕、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準のうち、県土整備部土木工事施工管理基準に定めなき事項について定めたものである。なお、以下の項目については県土整備部 土木工事施工管理基準を適用するものとする。なお、県土整備部 土木工事施工管理基準に定めなき事項については、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準、写真管理基準それぞれに記載するものとする。

環境森林部所管工事出来形管理基準及び規格値

環境森林部所管工事出来形管理基準一覧 目次

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 治山土工（河川土工・海岸土工・砂防土工）	2-3-7		残土処理工			環-1
第4節 林道土工（道路土工）	2-4-6		残土処理工		第1編2-3-7残土処理工	環-1

【第11編 治山編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 山腹基礎工及び落石防止工						
第2節 適用すべき諸基準	1-3-2		一般事項			環-13
第3節 土留工	1-3-2	1	切取（法切工）		第12編 第1章 林道工 第1節 適用 3横断	環-1
			コンクリート土留工			環-1
			鉄筋コンクリート土留工			環-1
			練積土留工			環-1
			鉄線かご土留工		第3編2-3-27羽口工	環-3
			鉄筋コンクリート枠土留工			環-7
			土のう積土留工		第11編2-4積苗工	環-3
			校倉式木製土留工			環-3
第4節 埋設工	1-4		コンクリートブロック積工 コンクリート土留工			環-1
第5節 水路工	1-5-2		練張及び空張水路工	練張水路工 空張水路工	第11編1-3-2コンクリート土留工 第3編2-5-5石積（張）工 第3編2-5-5石積（張）工	環-1 環-5 環-5
			張芝水路工			環-5
		1	コンクリート水路工		第3編2-3-29側溝工	
		2	コンクリート管等水路工		第3編2-3-29側溝工	
		3	半円コンクリート		第3編2-3-29側溝工	
			鉄線かご水路工		第3編2-3-27羽口工	
			コルゲート管水路工		第3編2-3-29側溝工	
			土のう水路工		第11編1-5-3張芝水路工	環-5
			礫水路工			環-5
			かご暗渠工		第3編2-3-27羽口工	環-5
			集水管暗渠工			環-5
			ボーリング暗渠工		第8編3-7-4集排水ボーリング工	
第7節 法枠工	1-7-3	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工		環-5 環-5
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		環-5
第8節 落石防止工	1-8-1	1	落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	
	1-8-2		落石防止柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	
第2章 山腹緑化工						
第3節 畳工	2-3		編柵 木柵 板柵 二次製品			環-5 環-5 環-5 環-5
第4節 筋工	2-4	1	筋工	石筋 萱筋 芝筋 そだ筋 二次製品		環-7 環-7 環-7 環-7 環-7
				（二次製品を含む）		環-7
		2	積苗工			環-7
			芝伏			環-7
			そだ伏			環-7
			むしろ伏			環-7
第5節 伏工	2-5		網伏			環-7
			二次製品			環-7
			芝付工	張芝工 筋芝工 市松芝工		環-7 環-7 環-7
						環-7
第6節 実播工	2-7		実播工	種子散布工 植生吹付工 客土吹付工 コンクリート モルタル		環-7 環-7 環-7 環-7 環-9
第9節 セメント類吹付工	2-9		吹付工			環-9
第10節 土畳工	2-10					環-9
第11節 植栽工	2-11-3		植付			環-9

第4節 コンクリートダム	3-4	1	コンクリートダム	堰堤工		環-9
				谷止工		環-9
				床固工		環-9
				帯工		環-9
				垂直壁		環-9
		2	側壁工	副堤		環-9
				コンクリート		環-9
				コンクリートブロック		環-9
		3	水叩工	ふとんかご		環-9
				コンクリート		環-9
第5節 鋼製ダム	3-5	1	鋼製ダム工	不透水型		環-11
		2	鋼製ダム工	透過型		環-11
		3	鋼製側壁工			環-11
第6節 木製ダム	3-6-1		木製ダム			環-11
	3-6-2		校倉式木製ダム			環-11
第7節 護岸工	3-7-2	1	基礎工	第3編2-4-3基礎工(護岸)		
		2	捨石工	第3編2-3-19捨石工		
		3	場所打コンクリート	第7編1-5-5場所打コンクリート		
		4	根固コンクリートブロック工	第3編2-3-17根固めブロック工		
第8節 水制工	3-8		水制工			
第9節 流路工	3-9-2		コンクリート三面張流路工			環-11
	3-9-3		鉄筋コンクリート流路工			環-11
	3-9-4		コンクリートブロック流路工			環-11
	3-9-5		木製流路工			環-11
第10節 かご工	3-10-1		鉄線じゃかご工	第3編2-3-27羽口工		
	3-10-2		ふとんかご工	第3編2-3-27羽口工		
第4章 地すべり防止工						
第4節 暗渠工	4-4		暗渠工			環-5
第5節 集水井工	4-5		集水井工	第8編3-7-5集排井工		
	4-5-4		集排水ボーリング	第8編3-7-4集排水ボーリング工		
第7節 地下水遮断工	4-7		排水ボーリング	第8編3-7-4集排水ボーリング工		
第8節 排土工	4-8	1	排土工	第1編2-3-2掘削工		
		2	残土処理			環-1
第9節 押え盛土	4-9		押え盛土	第1編2-3-3盛土工		
第10節 溪間工	4-10		大型ブロック			環-1
第11節 擁壁工	4-11		擁壁工			環-1
第12節 杭打工	4-12		杭打工	第3編2-4基礎工		
第14節 アンカー工	4-14		アンカー工	環境森林部所管工事 アンカー工施工管理基準		
第5章 海岸砂地造林						
第4節 砂地造林	5-4-1	1	静砂垣工			環-13
	5-4-2	2	植栽工	防風柵		環-13
			防風ネット			環-13
第6章 海岸工事						
第3節 護岸基礎工	6-3-3		捨石工	第3編2-3-19捨石工		
	6-3-4		場所打コンクリート	第7編1-5-5場所打コンクリート工		
	6-3-5	1	海岸コンクリートブロック工	第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工		
		2	海岸コンクリートブロック工	根固ブロック工		
		3	海岸コンクリートブロック工	消波ブロック工		
		4	海岸コンクリートブロック工	消波ブロック工		
	6-3-6		笠コンクリート工	ブロック製作		環-13
	6-3-7		法留基礎工	第3編2-4-3基礎工(護岸)		
	6-3-8		矢板工	第3編2-4-3基礎工(護岸)		
	6-3-8		矢板工	第3編2-3-4矢板工		
第4節 護岸工	6-4-3		捨石張工	第3編2-5-5石積(張)工		
	6-4-4		石張・石積工	第3編2-5-5石積(張)工		
	6-4-5		海岸コンクリートブロック工	第7編1-6-4海岸コンクリートブロック工		
	6-4-6		コンクリート被覆工	第7編1-6-5コンクリート被覆工		
	6-4-7		現場打擁壁工	第7編1-6-5コンクリート被覆工		
	6-4-7		現場打擁壁工	直立式防潮堤		環-1
	6-4-7		現場打擁壁工	直立式防潮堤		環-1
第5節 天端被覆工	6-5-2		コンクリート被覆工	第7編1-8-2コンクリート被覆工		
	6-5-3		アスファルト被覆工	第7編1-8-2コンクリート被覆工		
第6節 波返工	6-6-3		波返工	第7編1-9-3波返工		
第7節 裏法被覆工	6-7-2		石積・石張工	第3編2-5-5石積(張)工		
	6-7-3		コンクリートブロック工	第3編2-5-5コンクリートブロック工		
	6-7-4		コンクリート被覆工	第7編1-6-5コンクリート被覆工		
	6-7-5		アスファルト被覆工	第7編1-6-5コンクリート被覆工		
	6-7-6		法枠工	第7編1-7-3法枠工		環-7
	6-8-2		側溝工	第3編2-3-29側溝工		
	6-8-3		集水樹工	第3編2-3-30集水樹工		
	6-8-6		暗渠工	第3編2-3-29側溝工		
第9節 付属物設置工	6-9-4		階段工	第3編2-3-22階段工		
	6-9-5		防止柵工	第3編2-3-7防止柵工		

第4節 コンクリートダム	3-4	1	コンクリートダム	堰堤工		環-9
				谷止工		環-9
				床固工		環-9
				帯工		環-9
				垂直壁		環-9
		2	側壁工	副堤		環-9
				コンクリート		環-9
				コンクリートブロック		環-9
		3	水叩工	ふとんかご		環-9
				コンクリート		環-9
第5節 鋼製ダム	3-5	1	鋼製ダム工	不透水型		環-11
		2	鋼製ダム工	透過型		環-11
		3	鋼製側壁工			環-11
第6節 木製ダム	3-6-1		木製ダム		第11編3-5コンクリートダム	環-9
	3-6-2		校倉式木製ダム			環-11
第7節 護岸工	3-7-2	1	基礎工	第3編2-4-3基礎工(護岸)		
		2	捨石工	第3編2-3-19捨石工		
		3	場所打コンクリート	第7編1-5-5場所打コンクリート		
		4	根固コンクリートブロック工	第3編2-3-17根固めブロック工		
第8節 水制工	3-8		水制工	第11編3-8護岸工		
第9節 流路工	3-9-2		コンクリート三面張流路工			環-11
	3-9-3		鉄筋コンクリート流路工			環-11
	3-9-4		コンクリートブロック流路工			環-11
	3-9-5		木製流路工	第11編3-10-2コンクリート三面張流路工		環-11
第10節 かご工	3-10-1		鉄線じゃかご工	第3編2-3-27羽口工		
	3-10-2		ふとんかご工	第3編2-3-27羽口工		
第4章 地すべり防止工						
第4節 暗渠工	4-4		暗渠工	第11編1-6暗渠工		環-5
第5節 集水井工	4-5		集水井工	第8編3-7-5集排井工		
	4-5-4		集排水ボーリング	第8編3-7-4集排水ボーリング工		
第7節 地下水遮断工	4-7		排水ボーリング	第8編3-7-4集排水ボーリング工		
第8節 排土工	4-8	1	排土工	第1編2-3-2掘削工		
		2	残土処理	第1編2-3-3盛土工		環-1
第9節 押え盛土	4-9		押え盛土	第1編2-3-3盛土工		
第10節 溪間工	4-10		大型ブロック	第11編1-3-4コンクリートブロック工		環-1
第11節 擁壁工	4-11		擁壁工	第11編1-3-2場所打擁壁工		環-1
第12節 杭打工	4-12		杭打工	第3編2-4基礎工		環-1
第14節 アンカー工	4-14		アンカー工	環境森林部所管工事 アンカー工施工管理基準		
第5章 海岸砂地造林						
第4節 砂地造林	5-4-1	1	静砂垣工			環-13
	5-4-2	2	植栽工	防風柵		環-13
				防風ネット		環-13
第6章 海岸工事						
第3節 護岸基礎工	6-3-3		捨石工	第3編2-3-19捨石工		
	6-3-4		場所打コンクリート	第7編1-5-5場所打コンクリート工		
	6-3-5	1	海岸コンクリートブロック工	第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工		
		2	海岸コンクリートブロック工	根固ブロック工		
		3	海岸コンクリートブロック工	消波ブロック工		
		4	海岸コンクリートブロック工	消波ブロック工		
	6-3-6		笠コンクリート工	ブロック製作		環-13
	6-3-7		法留基礎工	第3編2-4-3基礎工(護岸)		
	6-3-8		矢板工	第3編2-4-3基礎工(護岸)		
	6-3-8		矢板工	第3編2-3-4矢板工		
第4節 護岸工	6-4-3		捨石張工	第3編2-5-5石積(張)工		
	6-4-4		石張・石積工	第3編2-5-5石積(張)工		
	6-4-5		海岸コンクリートブロック工	第7編1-6-4海岸コンクリートブロック工		
	6-4-6		コンクリート被覆工	第7編1-6-5コンクリート被覆工		
	6-4-7		現場打擁壁工	第11編1-3-2場所打擁壁工		環-1
	6-5-2		コンクリート被覆工	第7編1-8-2コンクリート被覆工		
	6-5-3		アスファルト被覆工	第7編1-8-2コンクリート被覆工		
第6節 波返工	6-6-3		波返工	第7編1-9-3波返工		
第7節 裏法被覆工	6-7-2		石積・石張工	第3編2-5-5石積(張)工		
	6-7-3		コンクリートブロック工	第3編2-5-5コンクリートブロック工		
	6-7-4		コンクリート被覆工	第7編1-6-5コンクリート被覆工		
	6-7-5		アスファルト被覆工	第7編1-6-5コンクリート被覆工		
	6-7-6		法枠工	第11編1-7-3法枠工		環-7
	6-8-2		側溝工	第3編2-3-29側溝工		
	6-8-3		集水樹工	第3編2-3-30集水樹工		
	6-8-6		暗渠工	第3編2-3-29側溝工		
第9節 付属物設置工	6-9-4		階段工	第3編2-3-22階段工		
	6-9-5		防止柵工	第3編2-3-7防止柵工		

【第 1 2 編 林道編】

章・節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 林道工							
第1節 適用		1	平面			環-13	
		2	縦断			環-13	
		3	横断			環-13	
第3節 路盤工	1-3-2		切込砕石路盤工			環-13	
	1-3-3		コンクリート路面工			環-13	
第4節 排水施設工	1-4-3		場所打コンクリート側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-4		鉄筋コンクリートU型側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-5		場所打コンクリートL型側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-6		木製側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-7		木製横断溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-8		場所打コンクリート横断溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-9		プレキャストコンクリート横断溝工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-10		パイプカルバート工(ヒューム管等)		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-11		コルゲートパイプ U字フリューム管及びベンチフリューム管工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-12		ボックスカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-13		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工		
	1-4-14		暗渠排水工				
	第5節 防護施設工	1-5-1		防護施設工	ガードレール ガードケーブル	第3編2-3-8路側防護柵工	環-5
		1-5-2		木製ガードレール設置工		第3編2-3-8路側防護柵工	
1-5-3			駒止工		第3編2-4-3基礎工(護岸)		
1-5-4			道路反射鏡(カーブミラー)		第3編2-3-6小型標識工		
1-5-5			道路標識		第3編2-3-6小型標識工		
第6節 擁壁工	1-6-2		コンクリートブロック積工			環-3	
	1-6-3		コンクリート擁壁工			環-1	
	1-6-4		場所打鉄筋コンクリート擁壁工			環-1	
	1-6-5		プレキャストコンクリート擁壁工			環-1	
	1-6-6		補強土壁工			環-1	
	第7節 法面工	1-7-1					環-5
1-7-2			筋工			環-5	
1-7-3			植生工			環-5	
1-7-4			ラス張工			環-7	
1-7-6			植生帯付植生ネット			環-7	
1-7-7			法枠工			環-5	
1-7-8			アンカー工		環境森林部所管工事 アンカー工施工管理基準		
1-7-9			PCフレーム工			環-5	
1-7-10			かご工		環境森林部所管工事 アンカー工施工管理基準		
1-7-11			丸太法面保護工		第3編2-3-27羽口工	環-13	
第8節 セメント類吹付工		1-8		吹付工	コンクリート モルタル	環-7	
第2章 舗装							
第3節 地盤改良工	2-3-2		路床安定処理工		第3編2-7-2路床安定処理工		
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工		
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工		
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工		
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工		
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工		
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工		
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工		
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工		
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工		
	第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	
		2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	
2-5-5			集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工		
2-5-6			地下排水工		第11編1-6暗渠工		
2-5-7			場所打水路工		第3編2-3-29側溝工		
2-5-8			排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工		
第6節 緑石工		2-6-3		緑石工		第3編2-3-5緑石工	
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工		
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工		
	2-8-5		ボックススปีム工		第3編2-3-8路側防護柵工		
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工		
	第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	
		2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工	第10編2-9-4大型標識工(標識基礎工)	
			2	大型標識工	標識柱工	第10編2-9-4大型標識工(標識柱工)	
	第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	
第3章 橋梁下部							
第4章 橋梁上部							
第5章 コンクリート上部							
第6章 鉄筋コンクリート橋							
第7章 木橋							
第8章 トンネル(NATM)							
第10編8章							

【第 12 編 林道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 林道工							
第1節 適用		1	平面			環-13	
		2	縦断			環-13	
		3	横断			環-13	
第3節 路盤工	1-3-2		切込砕石路盤工			環-13	
	1-3-3		コンクリート路面工			環-13	
第4節 排水施設工	1-4-3		塙所打コンクリート側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-4		鉄筋コンクリートU型側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-5		塙所打コンクリートL型側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-6		木製側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-7		木製横断溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-8		塙所打コンクリート横断溝工		第3編2-3-29側溝工		
	1-4-9		プレキャストコンクリート横断溝工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-10		パイプカルバート工(セウーム管等)		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-11		コルゲートパイプ U字フリューム管及びベンチフリューム管工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-12		ボックスカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工		
	1-4-13		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工		
	1-4-14		暗渠排水工		第11編1-6暗渠工	環-5	
	第5節 防護施設工	1-5-1		防護施設工	ガードレール ガードケーブル	第3編2-3-8路側防護柵工	
		1-5-2		木製ガードレール設置工		第3編2-3-8路側防護柵工	
1-5-3			駒止工		第3編2-4-3基礎工(護岸)		
1-5-4			道路反射鏡(カーブミラー)		第3編2-3-6小型標識工		
1-5-5			道路標識		第3編2-3-6小型標識工		
第6節 擁壁工	1-6-2		コンクリートブロック積工		第11編1-4コンクリートブロック積工	環-3	
	1-6-3		コンクリート擁壁工		第11編1-3-2コンクリート土留工	環-1	
	1-6-4		塙所打鉄筋コンクリート擁壁工		第11編1-3-3鉄筋コンクリート土留工	環-1	
	1-6-5		プレキャストコンクリート擁壁工			環-1	
	1-6-6		補強土壁工			環-1	
第7節 法面工	1-7-1				第11編2-3柵工	環-5	
	1-7-2		筋工		第11編2-4筋工	環-5	
	1-7-3		植生工		第11編2-7実播工(植生吹付工)	環-5	
	1-7-4		ラス張工		第11編2-5伏工	環-7	
	1-7-6		植生帯付植生ネット		第11編2-5伏工	環-7	
	1-7-7		法枠工		第11編1-7法枠工	環-5	
	1-7-8		アンカー工		環境森林部所管工事 アンカー工施工管理基準		
	1-7-9		PCフレーム工		第11編1-7法枠工	環-5	
	1-7-10		かご工		環境森林部所管工事 アンカー工施工管理基準		
	1-7-11		丸太法面保護工		第3編2-3-27羽口工		
	1-8		吹付工	コンクリート モルタル	第11編2-9セメント類吹付工 第11編2-9セメント類吹付工	環-7 環-7	
第2章 舗装							
第3節 地盤改良工	2-3-2		路床安定処理工		第3編2-7-2路床安定処理工		
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工		
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工		
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工		
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工		
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工		
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工		
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工		
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工		
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工		
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工		
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工		
	2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工		
	2-5-6		地下排水工		第11編1-6暗渠工		
	2-5-7		塙所排水路工		第3編2-3-29側溝工		
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工		
	2-6-3		緑石工		第3編2-3-5緑石工		
第6節 緑石工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工		
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工		
第8節 防護柵工	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工		
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工		
	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工		
第9節 標識工	2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工	第10編2-9-4大型標識工(標識基礎工)		
		2	大型標識工	標識柱工	第10編2-9-4大型標識工(標識柱工)		
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工		
第3章 橋梁下部					第10編3章		
第4章 橋梁上部					第10編4章		
第5章 コンクリート上部					第10編5章		
第6章 鉄筋コンクリート橋							
第7章 木橋							
第8章 トンネル(NATM)					第10編8章		

【第 1 3 編 自然公園編】 【略】

環境森林部所管工事写真管理基準
【環境森林部独自の写真管理基準】 目次

品質管理写真撮影箇所一覧表 【略】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	工種	項
1 共通編	2 土工	3 治山(河川・海岸・砂防)土工	2-3-2	掘削工	-4-
			2-3-3	盛土工	-4-
			2-3-4	盛土補強工	-4-
			2-3-7	残土処理工	-4-
		3 林道(道路)土工	2-4-2	掘削工	-4-
			2-4-3・4	盛土工	-4-
			2-15-1	コンクリート擁壁工	-5-
			2-15-2	プレキャスト擁壁工	-5-
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工			
11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	3 土留工	1-3-8	校倉式土留工	-6-
			1-5-3	張芝水路工	-6-
			1-6-2	礫暗渠工	-6-
			1-6-4	集水管暗渠工	-6-
			1-6-5	ボーリング暗渠工	-6-
		7 法枠工	1-7	現場打、現場吹付	-7-
			1-7	プレキャスト	-7-
		8 落石防止工	1-8-1	落石防止網工	-7-
			1-8-1	アンカー工	-7-
			1-8-2	落石防護柵工	-7-
	2 山腹緑化工	3 柵工	2-3	柵工	-8-
		4 筋工	2-4	筋工	-8-
			2-4-3	積苗工	-8-
		5 伏工	2-5	伏工	-8-
		6 芝付工	2-6	芝付工	-8-
		7 実播工	2-7-1	実播工	-8-
		9 セメント類吹付工	2-9	吹付工	-8-
		10 土塁工	2-10	土塁工	-9-
		11 植栽工	2-11	植栽工	-9-
	3 溪間工	5 コンクリートダム	3-5	コンクリートダム	-9-
				側壁工	-9-
				水叩工	-10-
		6 鋼製ダム工	3-6	鋼製ダム(不透過型)	-10-
				鋼製ダム(透過型)	-10-
				鋼製側壁工	-10-
		7 木製ダム工	3-7-2	校倉式木製ダム工	-11-
		10 流路工	3-10-2	コンクリート三面張流路工	-11-
			3-10-3	鉄筋コンクリート流路工	-11-
			3-10-4	コンクリートブロック流路工	-11-
	4 地すべり防止工	5 集水井工	4-5	集水井工	-11-
	5 海岸砂地造林	4 砂地造林	5-4	静砂垣工	-11-
			5-4	植栽工(暴風柵、暴風ネット)	-11-
12 林道編	1 林道工	3 路盤工	1-3-2	切込碎石路盤工	-12-
			1-3-3	コンクリート路面工	-12-

【第 1 3 編 自然公園編】 【略】

環境森林部所管工事写真管理基準
【環境森林部独自の写真管理基準】 目次

品質管理写真撮影箇所一覧表 【略】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	工種	項
1 共通編	2 土工	3 治山(河川・海岸・砂防)土工	2-3-2	掘削工	-4-
			2-3-3	盛土工	-4-
			2-3-4	盛土補強工	-4-
			2-3-7	残土処理工	-4-
		3 林道(道路)土工	2-4-2	掘削工	-4-
			2-4-3・4	盛土工	-4-
			2-15-1	コンクリート擁壁工	-5-
			2-15-2	プレキャスト擁壁工	-5-
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工			
11 治山編	1 山腹基礎工及び落石防止工	3 土留工	1-3-8	校倉式土留工	-6-
			1-5-3	張芝水路工	-6-
			1-6-2	礫暗渠工	-6-
			1-6-4	集水管暗渠工	-6-
			1-6-5	ボーリング暗渠工	-6-
		7 法枠工	1-7	現場打、現場吹付	-7-
			1-7	プレキャスト	-7-
		8 落石防止工	1-8-1	落石防止網工	-7-
			1-8-1	アンカー工	-7-
			1-8-2	落石防護柵工	-7-
	2 山腹緑化工	3 柵工	2-3	校倉式土留工	-8-
		4 筋工	2-4	筋工	-8-
			2-4-3	積苗工	-8-
		5 伏工	2-5	伏工	-8-
		6 芝付工	2-6	芝付工	-8-
		7 実播工	2-7-1	実播工	-8-
		9 セメント類吹付工	2-9	吹付工	-8-
		10 土塁工	2-10	土塁工	-9-
		11 植栽工	2-11	植栽工	-9-
	3 溪間工	5 コンクリートダム	3-5	コンクリートダム	-9-
				側壁工	-10-
				水叩工	-10-
		6 鋼製ダム工	3-6	鋼製ダム(不透過型)	-10-
				鋼製ダム(透過型)	-10-
				鋼製側壁工	-11-
		7 木製ダム工	3-7-2	校倉式木製ダム工	-11-
		10 流路工	3-10-2	コンクリート三面張流路工	-11-
			3-10-3	鉄筋コンクリート流路工	-11-
			3-10-4	コンクリートブロック流路工	-11-
	4 地すべり防止工	5 集水井工	4-5	集水井工	-11-
	5 海岸砂地造林	4 砂地造林	5-4	静砂垣工	-11-
			5-4	植栽工(暴風柵、暴風ネット)	-11-
12 林道編	1 林道工	3 路盤工	1-3-2	切込碎石路盤工	-12-
			1-3-3	コンクリート路面工	-12-

環境森林部所管工事施工管理の統一事項 目次

環境森林部所管工事の留意事項・・・・・・・・・・ 1

第 1 編 総則編

- 1. 工事請負契約から工事完成までの流れ
- 2. 監理技術者等
- 3. 施工体制
- 4. CORINSへの登録
- 5. 建設業退職金共済制度

県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

6. 工事の標示（工事看板）・・・・・・・・・・ 1-6-1

第 2 編 施工管理

- 1. 一般事項
- 2. 施工計画書
- 3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）
- 4. 工事打合簿
- 5. 協議資料
- 6. 工程管理

県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

7. 工事履行報告

8. 品質・出来形・写真管理・・・・・・・・・・ 2-8-1

9. 段階確認等・・・・・・・・・・ 2-9-1

- 10. 材料関係
- 11. 安全管理
- 12. 再生資源

県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

13. 様式集・・・・・・・・・・ 2-13-1

環境森林部所管工事施工管理の統一事項 目次

環境森林部所管工事の留意事項・・・・・・・・・・ 1

第 1 編 総則編

- 1. 工事請負契約から工事完成までの流れ
- 2. 主任（監理）技術者等
- 3. 施工体制
- 4. CORINSへの登録
- 5. 工事成績評定

県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

6. 工事の標示（工事看板）・・・・・・・・・・ 1-6-1

第 2 編 施工管理

- 1. 一般事項
- 2. 施工計画書
- 3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）
- 4. 工事打合簿
- 5. 協議資料
- 6. 工程管理

県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

7. 工事履行報告

8. 品質・出来形・写真管理・・・・・・・・・・ 2-8-1

9. 段階確認等・・・・・・・・・・ 2-9-1

- 10. 材料関係
- 11. 安全管理
- 12. 再生資源

県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

13. 様式集・・・・・・・・・・ 2-13-1

環境森林部所管工事施工管理の統一事項 環境森林部所管工事の留意事項 1（略） <県土整備部土木工事施工管理の統一事項を適用するもの> －第1編 総則編－ 1. 工事請負契約から工事完成までの流れ 2. 監理技術者等 3. 施工体制 4. CORINS への登録 5. 建設業退職金共済制度 －第2編 施工管理編－（略） 第1編 総則編 6. 工事の標示 工事を行う場合は、必要な工事標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。 なお、土木工事共通仕様書第1編1－1－26第3項には、以下のように規定されている。「受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。」 第2編 施工管理 8. 品質・出来形・写真管理 8. 1 品質管理 8. 1. 1 ～ 8. 1. 4（略） 8. 1. 5 環境森林部所管工事品質管理の留意点 「品質管理」に規定するコンクリートの圧縮強度試験に供するテストピースの採取は、コンクリート運搬がケーブルクレーン又はコンクリートポンプ車による特殊な圧送の現場にあって、打設当初及び季節の変化時に「荷卸し場」と「打設場所」でのスランプ及び空気量を比較し、その差が許容範囲内（スランプ 1.5cm、空気量 1.0%）にならない場合を除いて、「打設場所」から「荷卸し場所」とすることができる。 なお、コンクリートポンプ車による特殊な圧送とは、高所圧送（80m 程度以上の鉛直圧送）、長距離圧送（240m 程度以上の水平圧送）、下向き圧送（圧送を停止した場合に配管内のコンクリートが自然流下して配管内に空隙を生じるもの）、暑中期及び寒中期の圧送をいう。（コンクリートポンプ工法施工指針による。）	環境森林部所管工事施工管理の統一事項 環境森林部所管工事の留意事項 1（略） <県土整備部土木工事施工管理の統一事項を適用するもの> －第1編 総則編－ 1. 工事請負契約から工事完成までの流れ 2. 主任（監理）技術者等 3. 施工体制 4. CORINS への登録 5. 工事成績評定 －第2編 施工管理編－（略） 第1編 総則編 6. 工事の標示 工事を行う場合は、必要な工事標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。 なお、土木工事共通仕様書第1編1－1－23第3項には、以下のように規定されている。「受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。」 第2編 施工管理 8. 品質・出来形・写真管理 8. 1 品質管理 8. 1. 1 ～ 8. 1. 4（略） ※追記
---	---